# 城ケ丘

十日町小学校だより　令和８年９月 28 日　No.7

題字：6年児童



十日町小学校HPは
こちらからどうぞ！

堅苦しい話ではありますが、当校が目指す来年度の教育の在り方です。

文責：校長

## 十日町小学校で見られる共生の姿と学習指導要領が目指す姿



文部科学省は学習指導要領※1 改訂に向けた議論の中で、**こどもが学校教育を終え、社会で活躍するときの姿を「自らの人生を舵取りすることができる民主的で持続可能な社会の創り手」**と表しています。私は「**敷かれたレールを進むのではなく、自分の意思で選び、多様な人々と支え合ってよりよい社会をつくる人**」という願いが込められていると受け止めています。

この姿は当校にすでに息づいています。ふれあいの丘支援学校(以下、ふれ丘)と同じ屋根の下で過ごすこどもは、私たちが促さなくても自然と歩幅を合わせ、相手の表情から気持ちを推し量ろうとします。言葉で伝わりにくい場面では、どう話しかければ伝わるか試行錯誤します。「みんな得意なことが違うから、役割を分担すれば楽しくできる」。互いの違いを当たり前に受け止め、みんなが笑顔になれる方法を見出そうとする姿は、まさに「小さな舵取り」の瞬間です。

「自らの人生を舵取りする力」は、**相手に寄り添った伝え方の工夫、課題を自ら見付ける探究的な学び**へつながります。「民主的な社会の創り手」は、**ふれ丘との交流**がカギを握っています。さらに、「持続可能な社会の創り手」は、**地域の自然や文化を教材にした学び、思いやりを行動にするやまびこ班活動**が該当します。当校ではこれまで、ふれ丘との共生の学びをはじめ、地域に根ざした豊かな教育活動を大切に積み重ねてまいりました。これらは教職員が創意工夫を凝らし、情熱を注いで構築した当校の誇るべき伝統です。多様な仲間と手を取り合い、自らの帆を張って力強く舵を握れるよう、今後も温かく育んでまいります。



## 共生の理念を踏まえた教育活動を持続可能にする「調整授業時数制度」



一方、当校は、今後 2 年間でこどもの数の激減により2学級、かつ、2 人の教員が減少することが確実です。**これまで実施してきた学校行事や教育活動をこれまでと同様の規模・方法で続けていけば、教員にかかる負担が大きくなり、最も大切にすべき「こどもと向き合う時間」「授業準備の時間」「共生の理念に基づいた教育活動の時間」を削らざるを得ないのではと懸念しています。**誰かの自己犠牲を前提とした教育活動ではなく、「こどもも教職員も笑顔で、確かな学びを未来へつなぐ持続可能な学校」は当校の目指す学校像です。放課後の時間がタイトで、教員に精神的余裕が生まれにくい現状を変え、**当校が進めている共生の理念を踏まえた教育活動推進に必要な研究・準備の時間を確保することが急務**です。

そこで、当校は**文部科学省の「サキドリ校※2」へ応募し、「調整授業時数制度※3」を活用する**こととしました。国が新しく設ける調整授業時数制度について紹介します。



現在は国が定めた授業時数（例：4～6 年生は年間 1015 コマ）による学習指導を基本としています。しかし、予定が詰まった時間割では、行事や予期せぬ日程が入るたびに調整に追われ、こどもも教職員も時間に追われがちです。調整授業時数制度を活用することで、より学校の実態や目指す教育活動を実現可能にするために（教科のねらいと総授業時数の

達成は前提となりますが）**上限１割程度の授業時数を他の教育活動や教員の授業・研究への準備等へ振り分けることができます。**



学校は学習のまとまりを工夫して効率的にこどもの学びを支えることで、時間割にゆとり(余白)を創出することができます。そして、こどもの下校を早め、今以上に、放課後に職員が教育活動を充実させる時間的余裕を生み出します。**その余裕こそ、「共生」を探究する学びを充実させる土台になります。**



保護者の皆様の中には「教科の授業時間が減ると、学力が落ちるのではないか」というご心配もあろうかと思います。この取組は、教えるべき学習内容を削るものではありません。タブレットの活用や授業構成の工夫によって、これまでの学びを効率的・効果的に進められるよう授業をブラッシュアップします。

決められた時間をこなす詰込型の学びから、**自分で考え仲間と対話する質の高い学びへ。受け身的姿勢からの脱却。これは当校のこどもに超えてほしい壁です。**当校は、新しい学習指導要領の趣旨を当校なりに捉え、これまで培ってきた温かい教育を未来へ持続可能な形でつなぐために挑戦します。ここでいう仲間とは、ふれ丘はもちろん、同学年・異学年全てのこどもを対象とします。キーワードは「自分から」「続ける」です。保護者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。　詳細な内容につきましては、国の認可が下りたらという前提ですので、年度末にお知らせします。

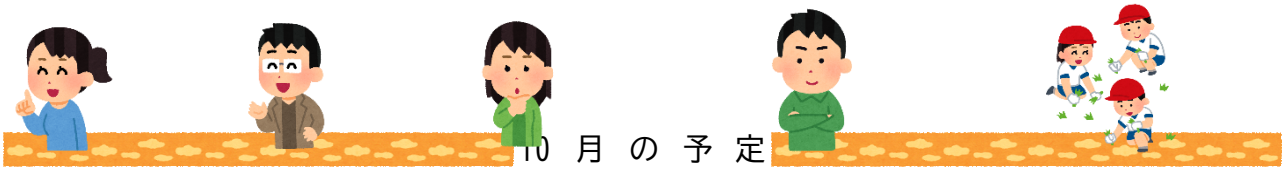




※１　全国同一の水準が保てるよう国が定める学校教育の在り方の基準です。約 10 年に１度改訂されます。次回は令和 12 年度に全面実施予定です。授業時数の取扱いや教科の目標、内容等を規定しています。

※２　次期学習指導要領改訂に向けて、学校がこどもの実態に応じた柔軟な教育の在り方を試行・研究するために、文部科学省が指定する学校です。

※３　学校がこどもの多様性や学習状況に応じて、標準授業時数を下回る形で教育の在り方を決められる仕組みのことです。当校は生み出した余剰時間を共生の理念に沿った教育活動の推進のために活用します。



## １０　月　の　予　定

| 日 | 曜 | 内　容 | 日 | 曜 | 内　容 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2 | 金 | やまびこ班遊び13:10～、郡市科学研究発表会13:45～ | 19 | 月 | 振替休業日 |
| 6 | 火 | ころころりん、拡大中学校区あいさつ運動(～7) | 20 | 火 | 6年ほうかご寺子屋塾15:25～ |
| 7 | 水 | 全校4限(給食後)下校 | 21 | 水 | 燕市民生児童委員協議会視察 |
| 8 | 木 | 委員会、4年6限なし | 22 | 木 | 委員会、4年6限なし |
| 12 | 月 | 祝　スポーツの日 | 23 | 金 | みゆき学級校外学習(上越市) |
| 13 | 火 | 学校諸費振替日、5年稲刈り、6年ほうかご寺子屋塾15:25～ | 27 | 火 | 6年ほうかご寺子屋塾15:25～ |
| 15 | 木 | フェスティバルリハーサル | 28 | 水 | 全校4限(給食後)下校 |
| 16 | 金 | 5・6年フェスティバル前日準備13:45～、1～4年給食後下校 | 29 | 木 | 就学時健康診断、いのち・愛・人権展十日町市会場(～11/1) |
| 17 | 土 | 城ケ丘ふれあいフェスティバル | 30 | 金 | 郡市音楽交歓会（6年） |
| 18 | 日 | 家読の日 | | | |

10月のB週は５日～９日及び26日～30日です。